

## 令和3年度林業信用保証料率算定委員会の結果

## 1. 趣旨

林業信用保証における保証料率については、第4期中期目標において、毎年度、保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直すこととされている。

このため、本年度も林業信用保証料率算定委員会において、保証料率水準の点検を実施する。

＜参考＞独立行政法人農林漁業信用基金 第4期中期目標(抜粋)

第3-2-(2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

## 2. 保証料率の設定の考え方

## (1) 保証料率設定の基本的な考え方

- ① 林業信用保証については、通常の保険制度と同様に、保証料収入及び求償権回収収入で代位弁済費を賄うことを基本としている。
- ② 収支均衡となる保証料率（理論値）は以下の理論式により算定される。

$$\text{理論値} = \text{代位弁済率} \times (1 - \text{回収率})$$

## (2) 現行保証料率設定の考え方

- ① 林業信用保証では、平成19年度に保証料率体系を見直し、被保証者の財務リスクに応じて8区分の基本保証料率を設定している。（表1）

表1 林業信用保証の基本保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
基本保証料率	0.20%	0.40%	0.60%	0.90%	1.10%	1.30%	1.50%	1.80%

- ② その基本的な考え方は、過去の代位弁済費支出、求償権回収収入を勘案し、上記の算式をベースに算定した理論値を各区分に配分することで、被保証者に過度

な負担とならないよう留意して設計している。

- ③ また、保証料・求償権回収による収入が代位弁済費支出を下回る場合は、国からの交付金が措置され、それにより、直ちに保証料率を引き上げることなく、林業者・木材産業者の保証料負担が緩和されるような仕組みとなっている。

### 3. 業務収支の状況及び保証料率の点検

#### (1) 全体の業務収支バランスの状況

- ① 保証料・求償権回収収入、代位弁済費支出に国からの交付金も含めて直近10年間（平成23年度～令和2年度）の業務収支の状況を見ると、
- 平成27年度以前は、代位弁済費支出が収入を大きく上回り、保証料・求償権回収収入と代位弁済費支出の収支差は大幅な赤字で推移し、年度によっては交付金を含めた業務収支も赤字となった。
  - 平成28年度以降は、代位弁済費支出が減少したことにより、収支差赤字は3か年で発生したものの数億円規模に縮小し、交付金により赤字を補填できる状況になってきている。
- ② 近年、全体の収支はバランスが取れる状況で安定してきており、現時点で業務収支全体には大きな問題はないと考えられる。（表2）

表2 業務収支の状況

	単位:百万円									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収入	898	750	874	619	476	499	562	561	467	518
保証料収入	486	411	362	344	320	302	293	279	309	301
求償権回収収入	413	339	512	275	156	197	269	281	157	217
支出										
代位弁済費支出	1,822	2,344	1,425	581	1,177	687	673	525	642	419
収支差	▲ 942	▲ 1,594	▲ 551	38	▲ 701	▲ 188	▲ 111	36	▲ 175	99
政府事業交付金	1,076	1,055	446	134	532	208	122	13	188	78
業務収支	152	▲ 539	▲ 105	173	▲ 169	19	11	48	13	177

#### (2) 現行保証料率水準の点検

##### ① 実適用料率との比較

ア 現行の保証料率水準の点検に当たり、改めて実際に適用されている保証料率を確認したところ、保証料収入の保証債務残高に対する比率を5か年の平均でみると、直近の3期はいずれも0.80%となり、現行の保証料率のベースとなる理論値である1.07%を下回っている状態にある。（表3）

表3 実適用保証料率と現行保証料率のベースとなる理論値との比較

(単位:%)

	H26～H30	H27～R1	H28～R2
実適用保証料率(A)	0.80	0.80	0.80
現行保証料率のベースとなる理論値(B)	1.07		
A-B	▲ 0.27	▲ 0.27	▲ 0.27

※実適用料率:「年間保証料収入÷年度末保証債務残高」の5か年の平均値

イ この乖離の要因の一つには、保証の料率について、特例料率を弾力的に適用する運用を行ってきた結果が影響しているものと考えている。その点、昨年度の保証料率算定委員会において、料率の特例ルールやその運用について、早急に見直しを検討する必要があるとされたことを受け、後述する制度資金の優遇保証料率の運用や、個々の保証料率の当てはめを見直し、取り組みを進めており、着実に効果が現れている。(表4-1、4-2【部外秘】)

表4-1 特例保証料率を適用した保証引受件数の推移【部外秘】

表4-2 特例保証料率を適用した保証引受額の推移【部外秘】

ウ こうした状況の下、現行の保証料率水準の検証に当たっては、まずは特例料率運用の適正化を進め、実適用料率が、制度が基本的に予定している料率水準まで是正が進んだことが確認された段階で、料率の点検・検証をすることが適当である。

エ このため、現在、業務収支全体の均衡が図られていることもあり、少なくとも特例保証料率の見直しが行われる令和4年度は、基本保証料率は、現行料率で据え置くこととしたい。

## ②制度資金の保証料率

ア 政策的に保証料率を優遇している制度資金の代位弁済率は、一般資金よりは低位となっている。

イ 前述のとおり、昨年度の保証料率算定委員会の点検結果を受けた特例料率の見直しの一環という観点もあり、本年10月1日より、まずは、制度資金の優遇保証料率の運用について、保証引受全体の3割を超えている、基本保証料率を50%割り引く特例の適用を取り止め、優遇率を25%割引に一本化する見直しを施行したところである。

ウ 制度資金については、短期資金が多いため、向こう一年で約70%程度の資金について、保証料率の見直しが進む見込みである。制度資金の保証料率のあり方については、保証料率の見直しが落ち着き一定の姿になった段階で、①の特例料率運用の適正化と併せて検討することとしたい。